

動物愛護週間特集号

9.15

2014
(平成26年)

■八王子市保健所 ☎042・645・5111 (代表)

■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
(モバイル版) <http://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>

動物は愛情と責任をもって最期まで適正に飼いましょう



◆動物愛護週間

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。これは、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるよう設けられたものです。

この機会に、私たちが飼っている動物、身近にいる動物について、もう一度考えてみましょう。

◆満点飼い主をめざして

満点飼い主とは

動物の幸せを考えるとともに、地域社会の調和も考え、それに向かって努力する飼い主のこと

満点飼い主になるためのポイント

- ★ 種類に応じた飼い方や習性など、動物について正しい知識を持ちましょう
- ★ 動物が苦手な方もいるので、周りの方や環境にも気を配りましょう
- ★ 繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術などの繁殖制限をしましょう
- ★ 動物は愛情と責任をもって最期まで適正に飼いましょう
- ★ どうしても飼いきれなくなってしまう場合は、新しい飼い主を見つけましょう

新たに動物の愛護や管理に関する条例の制定を予定しています

本市は平成27年4月に中核市へ移行します。これに伴い、新たに動物の愛護や管理に関する条例制定を予定しています。

動物愛護とともに、人と動物が快適に暮らせる社会の実現をめざします。



動物愛護ふれあいフェスティバル(東京都からのお知らせ)

開催日：9月23日(火曜日・祝日)

東京都では環境省や動物愛護団体等とともに動物愛護ふれあいフェスティバル『宣誓!無責任飼い主0宣言!!』を実施します。

①屋外イベント

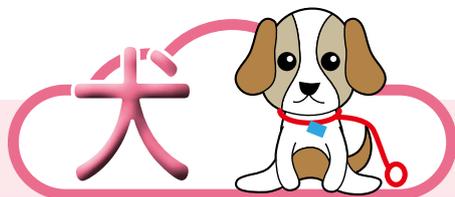
時間／午前11時から午後4時まで
場所／東京都立上野恩賜公園(噴水池前広場、上野動物園)
内容／動物愛護セレモニー、パネル展示、スタンプラリーなど
申込／不要。直接会場へ

②屋内イベント

時間／正午から午後4時30分まで
場所／東京国立博物館平成館大講堂
内容／講演「高齢者とペットの暮らし」「法律について、トラブル事例」など
申込／9月22日正午までに(公社)日本動物福祉協会 ☎03・5740・8856へ

問い合わせ

(公社)日本動物福祉協会 ☎03・5740・8856または東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 ☎03・5320・4412
詳細はホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2014/08/21o8q300.htm>をご覧ください。



犬の登録・狂犬病予防注射

◆ 鑑札と注射済票の装着

鑑札と注射済票の装着は、迷子札になるだけでなく、周囲の方への安心感にもつながります。また、鑑札と注射済票の装着は法律で義務付けられており、装着しないと罰則(20万円以下の罰金)もあります。

◆ 狂犬病とは？

現在、日本国内での発生はありませんが、2013年7月に台湾で52年ぶりに野生動物に狂犬病の発生が確認されました。

狂犬病は犬だけではなく、人を含めてすべての哺乳類がかかり、人で発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。犬の登録と狂犬病予防注射を徹底することで、日本での発生や蔓延を防ぎましょう。

◆ 犬の登録・変更届・死亡届

犬を飼い始めたら30日以内に、犬の所在地の市区町村への登録(犬の一生に1回)と鑑札の交付を受けてください。

なお、犬の登録事項(所有者、犬の所在地、所有者住所・氏名等)の変更や死亡した場合も、届出(市外への移動は新所在地に)が必要です。他市区町村から八王子市に犬の所在地が変更になった際は、鑑札を無料で交換しますので、前所在地で交付された鑑札をご持参ください。

◆ 狂犬病予防注射

犬を飼い始めたら30日以内に、次年度からは毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けましょう。注射は4月実施の集合注射、または動物病院で受けてください。集合注射の日程等は3月の広報「はちおうじ」でお知らせします。

なお、集合注射や市が委託している動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付も受けられます。

◆ 鑑札と注射済票の再交付

鑑札と注射済票を損傷または失くした場合は再交付を受けてください。

	交付手数料	再交付手数料
鑑札	3,000円	1,600円
注射済票	550円	340円

◆ 登録及び注射済票交付窓口

八王子市では、保健所、市役所本庁舎1階福祉政策課及び各事務所が窓口です。

～犬も飼い主も地域の方も、安全で快適な生活を～

◆ 散歩のルール

● 犬の散歩はトイレではありません。

排泄は散歩の前に済ませる習慣をつけ、それでも散歩中におしっこをした場合は、持参したペットボトルの水などで流し、糞は持ち帰りましょう。

● ノーリードの散歩はやめましょう。

よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」、「犬がこわい」と思う方がいます。また、ノーリードの犬が交通事故にあうこともあります。散歩をするときは、リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ちましょう。長さが伸び縮みする伸縮リードは、短めに固定することが大切です。



◆ 犬の鳴き声

犬が鳴くには理由があります。犬が甘えたり、寂しがったりするときの鳴き声を、かわいと感じる方もいれば、迷惑に感じる方もいます。特に、夜中の鳴き声は苦情につながりかねません。鳴き方や犬の周囲の状況をよく観察して、犬がなぜ鳴くのか把握しましょう。人や車の気配に吠えるなら、犬から人や車が見えないように工夫することも大切です。

◆ 犬が人をかんでしまったら

飼い犬が人に危害を加えた場合、飼い主はすぐに被害者のケガの応急措置と再発防止を図ってください。また、事故から24時間以内に「事故発生届」を保健所長へ届け出ること、48時間以内に獣医師による狂犬病の検診を受けさせることが義務付けられています。

事故を防止するためにも、見知らぬ動物には不用意に触らず、つながれた犬でも飼い主に了承を得てから触りましょう。

届出先 生活衛生課 ☎645-5113

◆ 熱中症対策

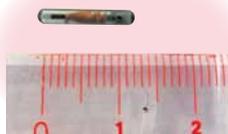
八王子市では、例年6月頃から9月頃にかけて、最高気温が30℃を超える日や、いわゆる猛暑日となる日もあります。日なたのアスファルトや車内などは、さらに高温になり、50℃以上になることもあります。犬は人のように汗をかいて熱を発散することができず、また地面からの放射熱の影響も受けやすいため、暑いと熱中症にかかりやすくなります。熱中症はひどい場合には命にかかわることもある恐ろしい疾患ですが、飼い主が正しく対処すれば防止できる疾患でもあります。十分注意しましょう。

猫



猫は室内飼いを～飼育のルール～

猫を外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく、交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫自身への危険もいっぱいです。猫は身元表示(名札やマイクロチップなど)をして屋内で飼養し、専用のトイレや安心して眠れる場所、おもちゃなど、猫のニーズを満たした環境を整えましょう。また、増やさないのであれば、不妊去勢手術を実施しましょう。



身元表示の一例：
マイクロチップ実物大

無責任な餌やりはやめましょう

糞尿や農作物への被害、車のキズなど猫による苦情が寄せられています。無責任に餌やりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫も嫌われものになってしまいます。管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術を行ったうえで、置き餌はせず糞等の掃除をしながら環境美化を図り、「飼い主のいない猫」を増やさないようにしましょう。



不妊・去勢手術

飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術には助成金制度があります。また、手術目的の捕獲器の貸出しも行っています。不妊去勢手術費用の助成は市内の動物病院で手術を実施した市民や団体が対象で、めす5千円、おす3千円を上限とし、予算に達し次第終了となります。



問い合わせ 生活衛生課 ☎645・5113



野良猫から地域猫へ

野良猫による糞・尿・イタズラなどの被害、無責任な餌やりなど多くの苦情・相談が保健所に寄せられています。

しかし、野良猫による被害などを防止する簡単な解決策はありません。また、野良猫を邪魔者扱いするだけで解決するわけでもありません。一方で、不幸な猫が増えることに心を痛めている方が、個人で不妊去勢手術を行い経済的な負担を強いられています。

そこで市は「野良猫から地域猫へ」の取り組みを推進しています。

「地域猫」とは、飼い主のいない猫が地域住民の合意・協力によって「地域の猫」として管理されている猫のことです。飼い主のいない猫の問題を「地域の問題」として捉え直し、地域住民が丸となって飼い主のいない猫を適正管理し、少しでも被害を少なくしていくことが大切です。

市は、市民の皆さんの主体的なご協力をいただきながら、この考えを進めていきます。

災害に備えて

災害はいつ発生するかわかりません。
災害時には飼養している動物を放すことなく、人の安全を確保したうえで、動物にとっても安全な場所を確保しましょう。



できていますか？

- 鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- 健康管理(ワクチンの接種、ノミの予防等)
- 避難場所、避難経路の確保
- ケージトレーニング
- 鳴き声やトイレなどのしつけ

準備しておきましょう

- 常備薬
- フードと水(1週間分)、食器
- ケージ、リード、ハーネス等係留用品
- トイレ用品、ゴミ袋、タオル
- 飼い主と一緒にの写真、健康手帳

迷子の犬や猫について

飼い主が目を離した際に、飼い犬や飼い猫がいなくなってしまうケースが増えています。「いつも戻ってくるから」「室内飼いだから」と安心せずに注意することが大切です。何かのアクシデントで突然、飼い犬や飼い猫がいなくなってしまった場合、見つけることは困難です。また、鑑札や迷子札を着けていないと、保護されても飼い主に連絡を取ることはできません。普段から飼い犬や飼い猫が迷子にならないように管理することはもちろん、鑑札や迷子札を着けておきましょう。なお、原則として保健所では自活できる猫の保護・収容はしていません。



動物講演会のお知らせ

期日／11月8日(土曜日)
会場／八王子市保健所 別館1階(八王子市旭町13-18)
対象／市内在住、在勤、在学の方
定員・費用／各50名(先着順)・無料

申込／9月16日(火曜日)から電話またはFAXで生活衛生課へ
☎042-645-5113、FAX042-644-9100
※当日、会場へは公共交通機関をご利用ください。

① 食事から考える犬と猫の健康管理 ～大切な家族を守る食事の秘密～

講師／奈良 なぎさ 氏
時間／午後1時から午後3時まで
内容／犬と猫の基礎栄養 ペットフードの選び方など



- 講師プロフィール
ペット栄養コンサルタント。12年間、板橋区の動物病院でペット栄養コンサルタントとして勤務後、2013年よりペットベッツ栄養相談を主催。動物病院の獣医師、看護師、クライアントの栄養相談を行う。
- ◇ 著書・雑誌
「愛情いっぱい 愛犬のごはん」「肥満犬・老犬のためのヘルシー手作り犬ごはん」「犬の気持ち」「シーバ」「チワフスタイル」「コーギー」「ブードル」「ダックススタイル」など
- ◇ その他
セミナー、講演、テレビ出演、ラジオ、翻訳など

② 飼い主のいない猫について考えよう ～地域猫活動について～

講師／石森 信雄 氏
(練馬区保健所 生活衛生課 管理係)
時間／午後3時30分から午後5時まで
人と猫が快適に暮らせるまちづくりを行うためには、飼い主のいない猫を適正に管理していくことが大切です。問題の解決法など、実例を挙げてご紹介します。